

平成28年4月26日
水間鉄道株式会社

鉄道車内に持ち込める手回り品のルールの一部変更について

水間鉄道株式会社では、平成27年6月30日に発生した東海道新幹線「のぞみ225号」における車内放火事件を受け、平成28年3月31日にJR各社・大手民鉄によりプレス発表されましたルール一部変更に伴い、鉄道車内に持ち込める手回り品のルールを一部変更することとしましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容

これまで、容器を含む重量が3キログラム以内であれば持ち込みだけでいたガソリンをはじめとする可燃性液体そのものは、量に係わらず、車内への持ち込みができなくなります。

ただし、可燃性液体を含むものであっても、酒類・化粧品類・医薬品など日常の用途に使用するもので、小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば、引き続き車内に持ち込みいただけます。

また、高圧ガス、可燃性固体についても、これらを含む小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば持ち込みいただけます。

※ 具体例は、別紙をご参照ください。

2. 変更日

平成28年4月28日（木）

以上